

仕事と育児の両立、 できていますか！？

“仕事と育児の両立”と”子どもたちの健全な育成”に取り組むために、職場全体で職員の子育てを支援していきましょう。（石川県教育委員会特定事業主行動計画）

URL：https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/seisaku/koudoukeikaku/kosodate.html

① 働き方の見直し

☆ 業務にメリハリを付け、育児のために休暇を取得しましょう。

- 定時退庁日には速やかに定時退庁するよう心がけましょう。
- 業務を計画的に進め、月1日半、計画年休を取得しましょう。
- リフレッシュ休暇の対象者は休暇の取得に努めましょう
- ファミリー休暇を積極的に活用しましょう。
- 子育て等のため、年次有給休暇を利用しましょう。
→ 前年と比較して3日多く取得しましょう。



② 育児のための休暇等制度の活用

☆ 育児関連の休暇・休業制度を活用しましょう。

- 出産補助休暇…配偶者の出産（産後2週間まで）に伴うもの。3日取得可能 **【有給】**
- 育児参加休暇…配偶者の出産（産前8週間から産後1年まで）した子の世話や上の子の保育園の送迎等。5日取得可能 **【有給】**
- 育児時間…1歳9月までの子の保育園等への送迎等。1日2回45分以内 **【有給】**
- 育児休業…3歳に満たない子の養育。3年取得可能 **【無給】**
- 部分休業…小学校就学前の子の養育。①1日2時間以内又は②10日以内 **【減額】**
- 育児短時間…小学校就学前の子の養育。1月以上1年以内 **【減額】**
- 家族の看護等休暇…負傷・疾病にかかった配偶者、1親等の親族及び2親等の家族の世話、疾病の予防を図るために必要な中学校就学前の子の世話、出席停止等に伴う中学校就学前の子の世話又は中学校就学前の子の教育若しくは保育に係る行事への参加。
年5日（ただし、中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日（うち5日を超える日数については、当該子の看護の場合に限ります。）） **【有給】**

※ 子育て支援ハンドブック（上記URL子育て支援サイト参照）を参照してください。

③ 子育てのための相談体制

☆ 子育てには悩み・疑問がつきものです。制度を活用しましょう。

- 子育てアドバイザーや教育委員会教育政策課内福利厚生室にある子育て支援相談窓口を利用しましょう。
- 子育て支援ハンドブック（上記URL子育て支援サイト参照）を積極的に活用しましょう。

④ 地域における活動

☆ 地域社会の構成員として、地域団体等の活動に積極的に参加しましょう。

詳細については、上記 URL 若しくは

石川県教育委員会事務局 教育政策課管理グループ

TEL 076-225-1812

教職員課（給与）給与・予算グループ

TEL 076-225-1821

（休暇）県立学校管理グループ TEL 076-225-1823 まで